

就労証明書

年 月 日

（宛先）南砺市長

事業所所在地

事業所名

代表者名

電話番号



南砺市奨学金返還支援金の交付申請にあたり、下記の者の当事業所への就業状況及び当事業所について、次のとおり証明します。

1 対象者について

氏名	
住所	
就業年月日	年 月 日
就業状況 (いずれかに☑を付けてください。)	☐ 当事業所に現在まで引き続き就業している ☐ 当事業所に就業していた（ 年 月 日まで）
実際の勤務地	住所：南砺市 （名称： ）
雇用状況 (該当するものすべてに☑を付けてください。)	☐ 雇用期間の定めがない ☐ 雇用保険の被保険者かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上である ☐ 勤務先が原則として南砺市内に限定されている（地域限定採用、事業所限定採用等） ※本社が南砺市外にある事業所の場合は必須

2 事業所について（該当するものすべてに☑を付けてください。）

本社又は主たる事業所の所在地	☐ 南砺市内
	☐ 南砺市外 → ☐ 南砺市内の事業所の従業員数が 20 人以上
☐ 中小企業基本法上の中小企業者又は小規模企業者（※）に該当する ※定義は裏面を参照	

※ 事業所の方へ

この証明書は「南砺市奨学金返還支援金」の交付申請のためのものです。
 就業者からの依頼があった場合は、証明をお願いします。

(裏面)

【中小企業基本法上の中小企業者・小規模企業者の定義について】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

備考

- (1) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。
- (2) 以下は中小企業基本法上の中小企業者に該当しません。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、
公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、有限責任事業組合 (LLP)、
組合 (農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)